Ｒ４．４．１

いじめ防止のための基本方針

十文字中学校生徒指導部

いじめ防止対策組織委員会

はじめに

　この基本方針は，平成29年3月14日に改定された「いじめ防止等のための基本的な方針（文科省）」及び「秋田県いじめ防止対策推進条例」，平成29年4月24日に改訂された「横手市いじめ防止等のための基本方針」の趣旨を踏まえて，本校におけるいじめ防止の対策を効果的に推進するために，ここに定める。

１．いじめ防止等に関する基本的な考え方

　（１）基本理念

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく，児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある，決して許されない行為である。また，いじめを受けた児童生徒のみならず，いじめを行った児童生徒，観衆としてはやし立てたり面白がったりした児童生徒，周辺で傍観していた児童生徒を含む，全ての児童生徒の心身の健やかな成長の妨げとなるものである。

　本校では，「いじめ」に該当する事象は，どの児童生徒にも起こりうるものであるという認識の下に，教職員は当然のこと，児童生徒に関わる全ての者が，いじめに関する認識やいじめを防止することの重要性に理解を深めつつ，その防止と早期発見及び対処を適切且つ速やかに行うことで，いじめ問題の克服を目指す。

　（２）いじめの定義と理解及びいじめ防止対策委員会の設置について

　「いじめ」とは，「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係\*1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響\*2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

\*1「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動，塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

\*2「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたりすることや，嫌なことを無理矢理させられることなどを意味する。

具体的ないじめの態様としては，次のようなものが考えられる。

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

・仲間はずれ，集団による無視をされる

・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

・金品をたかられる

・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

・パソコンや携帯電話，スマートフォン等で，誹謗中傷や嫌なことをされる

　いじめには多様な態様があることを考慮しつつ，個々の行為が，「いじめ」に当たるか否かの判断は，いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。「どの児童生徒にも，どの学校でも起こりうる」ものであるといった認識のもとに，些細なように見える行為であっても，相手を精神的に追い込んだり深刻な事件を生じさせうる危険性があることを共通理解していく。

　学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策組織委員会\*3」を置くものとする。いじめに当たるか否かの判断は，個々の教職員が行うのではなく，本校で組織する「いじめ防止対策組織委員会」が行い，必要な対応を早急にそして組織的に行う。　　\*3 以下略称を「いじめ防止委員会」とする。

２．いじめ防止等のための具体的な取組

①いじめの未然防止

全ての児童生徒がいじめを行わず，また傍観したり放置したりすることがないようにするために「いじめが人権を侵害する決して許されない卑怯な行為であることや，関係した生徒に大きな傷を残すものであること」を生徒を含め学校や地域全体が認識し，いじめを許容しない雰囲気を形成させていく。また生徒自身がいじめ廃絶に向けて主体的・積極的に取り組めるようにする。障害のある生徒，震災で被災した生徒，性同一性障害のある生徒等については生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。さらに全ての教育活動を通じ，児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い，個人の価値を尊重しながら心の通う交流を行う素地を養っていく。小中で連携して情報モラル計画を整備して実践に当たる。それらの効果については定期的に検証・検討し計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

②いじめの早期発見との対処

いじめの早期発見は，いじめへの適切な対処の前提となるものである。以下に示すとおり，教職員の連携による組織体制の下，子どもの小さな変化に素早く気付くことを基本とする。

・教職員の日常的できめ細かな行動観察を行うとともに，情報を共有する。

・日々周囲の情報にアンテナを高くし，その収集に努める。

・定期的な教育相談（６月・１１月），生活アンケートによる早期発見と的確な実態把握をする。

・子どもがいじめを訴え，通報しやすい体制を整えるために，スクールカウンセラーによる教育相談

(毎週２時間，年70時間)や以下のような電話相談窓口を紹介する。

※学校以外の相談窓口「24時間子供SOSダイヤル」「すこやか電話相談」「やまびこ電話」「子どもの人権110番」等

いじめの事実が確認された場合は,いじめを受けた子どもや通報した子どもの安全を確保することを第一優先とする。その上で，いじめを行った子どもに対する適切かつ毅然とした指導，保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とし，得た情報を確実に共有しつつ，情報に基づき速やかに対応していく。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置かず，あくまでも生徒の社会性の向上，人格形成に主眼を置くものとする。

・いじめ防止等に向けての組織的,実効的な対応を行うための校内組織「十中いじめ防止委員会」を設置し，実態の的確な把握，迅速かつ適切な対応を行う。

十中いじめ防止委員会

○校長　○教頭　○教務主任　○研究主任　○養護教諭　○学年主任　○当該学級担任

○生徒指導主事　○学年生徒指導担当教員　○生徒指導専任 ○部活動担当者

　 ① ② ③

　※生徒指導プロジェクトチーム（①，②，③）

外部人材

○市教育委員会生徒指導担当 　　○（広域）スクールカウンセラー

　●スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

・いじめ防止等についての校内研修の実施を通して，いじめを把握した場合の対処のあり方について教職員の理解を深める。また対策組織の存在を生徒にも周知させる。

・いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう，学校・地域（民児協）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係を構築する。

・いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には，横手市教育委員会と相談しながら対応を考え，必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にして適切に対処する。

・いじめの認知後の基本的な対応を以下に示す。

いじめの認知

　　　　　　　　　　　　　　 ↓

関連情報収集　→　実態把握　→　チームで対応検討　→　迅速で適切な対応

十中の危機管理心得　さしすせそ＆かきくけこ

さ・最悪を想定し　し・慎重に　　　す・素早く　　　せ・誠実に　　そ・組織的対応で

か・解決したと 　 き・決めつけず　く・詳しく見取り け・継続的に　こ・個に支援

③家庭や地域，関係機関等との連携

子どもを取り巻く社会全体（家庭，地域，関係機関等）との連携を深め，子どもを見守りながら，健やかな成長を促していくことを基本とする。次の２点を重点内容とする。

・ＰＴＣＡなど，生活指導部員や民生委員との連携を強化し，学校評議員，会議等において，本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会を設定する。

・地域や家庭との関わり合いの中で心を育てることを意図した体験活動を実施する。

　＜活動の例＞

　　Ⅰ．生徒が各地区でボランティア活動や地域行事への参加を実施

　　Ⅱ．夏季休業中の過ごし方や危険箇所について小学生や生活指導部員，民生委員と合同で話し合う活動を実施 など

④主体的な生徒会活動の充実と自己有用感を高める授業づくり

・十中生「あい」宣言をもとにした主体的な生徒会活動によって自尊感情の醸成を図る。

・あいさつ運動による生徒間交流。

・相手のよさ，個性を認め，自己及び他人の人格や生命を大切にする。

・認め合い，～合いを意識した集団活動によるいじめの生まれにくい人間関係づくり。

・分かる・できる授業の実践と継続により生徒の自己有用感を高める。

・道徳や特別活動の学習においてネットいじめ等の情報モラル指導を事前･事後の指導に取り入れるなど，命の教育の実践による規範意識やコミュニケーション能力の定着。

⑤小中連携組織としてのいじめ対策等の推進

◇学区内の小・中連携をより充実させ９年間で生徒を支援する組織体制の推進

・十文字中学校区におけるいじめ対策等，小・中連携して生徒指導を推進するための生徒指導担当者会を中核とする各部会と連携した組織的体制づくり。

・小・中５校で連携させた情報モラル教育の指導計画を立案して実施する。

・年２回の生徒指導担当者会を開催（必要に応じて他部会と共催）し，それまでの取組と活動の評価・振り返りを実施し，生徒のより主体的な成長を促すための取組についての見直しや検討を図る。

・小学校時の学級担任を交えた授業参観及び中学校の生徒指導主事・専任等の小学校訪問による小中情報交換会の実施。

十文字中学校区　小中連携教育協議会　組織図

連携推進部

Ａ部会

Ｂ部会

特別支援教育部

教務部

道徳教育推進部

読書活動推進部

総合的な学習の時間

（地域連携）部

ＩＣＴ推進部

生徒指導部

特別活動（生徒会・児童会）部

養護教諭部

ＮＩＥ推進部

外国語・英語教育推進部

研究推進部

事務部

会長

事務局